

高知県高校生等奨学給付金事業（専攻科の生徒が属する家計急変世帯への給付）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて（令和5年4月3日付文科科学省通知）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の手引きに基づき、高知県知事又は高知県教育委員会（以下「知事等」という。）が行う高知県高校生等奨学給付金事業（専攻科の生徒が属する家計急変世帯への給付）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 高等学校等の専攻科に通う生徒がいる世帯のうち、家計急変により生計維持者の収入が激減した世帯に対し、高知県高等学校等専攻科奨学給付金（以下「専攻科奨学給付金」という。）を支給することにより、高等学校等専攻科における授業料以外の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 給付を受けようとする年度の7月1日をいう。ただし、給付を受けようとする年度の7月以降10月末日までに入学することが定められている生徒については、入学した年度に限り、当該入学日とする。また、給付を受けようとする年度の7月以降に家計が急変した場合については、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日とする。
- (2) 高等学校等専攻科 高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科（国及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校の専攻科を除く。）のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たすものをいう。
 - ア 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの
 - イ 国家資格者養成課程を有するもの
- (3) 生徒 高等学校等専攻科の生徒であり、基準日において高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条に規定する高等学校等専攻科修学支援金の補助要件を満たす者（特別支援学校の専攻科に通う者を除く。）をいう。ただし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる生徒であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。）が措置されている場合は支給の対象外とする。
- (4) 生計維持者 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第1項第4号に規定する者をいう。

（支給の対象者）

第4条 専攻科奨学給付金の支給の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を備える者とする。

- (1) 高等学校等専攻科に通う生徒の生計維持者であること。
- (2) 県の区域内に住所を有し、その世帯の生活の本拠地が県の区域内の住所地であること。
- (3) 家計急変による経済的理由から、生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯に属していること。

(支給の額等)

第5条 専攻科奨学給付金は、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、一人の生徒につき、年1回支給し、その額は別表第1に掲げるとおりとする。

2 給付金の支給額は、給付を受けようとする年度の7月までに家計が急変し、当該年度の8月15日又は11月15日までに申請のあった者については、別表第1に定める単価とする。また、給付を受けようとする年度の7月以降に家計が急変し、申請のあった者については、別表第1に定める単価について、申請のあった月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)以降の月数に応じて算定した額とする。

3 給付の回数は、一人の生徒につき、高知県高校生等奨学給付金事業(専攻科の生徒への奨学のための給付金)実施要綱に基づき実施する給付と合算して通算2回(当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)を上限とする。

(受給の申請等)

第6条 生計維持者のうち、専攻科奨学給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の8月15日又は11月15日までに、高知県高等学校等専攻科奨学給付金(家計急変)受給申請書(別記第1号様式。以下「受給申請書」という。)を、別表第1に掲げる「国公立の高等学校等専攻科に通う生徒のいる世帯」の生計維持者にあつては高知県教育委員会に、同表に掲げる「私立の高等学校等専攻科に通う生徒のいる世帯」の生計維持者にあつては高知県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定について、生徒の属する世帯が、給付を受けようとする年度の7月以降に家計が急変した世帯に該当する場合にあつては、随時、受給申請書の提出を受け付けることとする。この場合においては、給付を受けようとする年度の2月15日までに申請のあった者について、当該年度の給付対象とすることとする。

3 受給申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 生計維持者及び対象となる生徒が属する世帯の全ての構成員の住民票の写し
- (2) 生計維持者の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類並びに生計維持者の扶養親族の人数及び年齢を確認するための書類
- (3) 在学する高等学校等が発行する在学証明書(別記第2号様式)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事等が必要があると認める書類

4 前項各号に掲げる書類に記載された内容が高校生等専攻科修学支援金の申請と異なる場合等、その記載内容に疑義がある場合は、同書類に加えて、世帯区分に係る扶養誓約書(別記第3号様式)等を提出しなければならない。

5 生徒の在学する高等学校等の長は、生計維持者から受給申請書の提出があつたときは、対象となる生徒が第3条第1項第3号に規定する生徒であることを確認した上で個人対象要件証明書(別記第4号様式)を作成し、知事等に提出しなければならない。

(課税証明書等の省略)

第7条 前条第3項第2号に規定する生計維持者の家計の状況を証明する書類は、高等学校等専攻科修学支援金等の受給手続に伴い、既に知事等に課税証明書等を提出している場合又は同時に提出する場合は、その写しの添付で足りるものとする。

(受給資格の認定)

第8条 知事等は、受給申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、受給資格の認定又は不認定を決定し、その結果を申請者に書面(別記第5号様式又は別記第6号様式)により通知するものとする。年度の途中で生徒が転入したことにより、受給申請書が提出された場合は、当該年度に専攻科奨学給付金の支給を受けていないことを確認する

ことができたときに限り、受給資格の決定をするものとする。ただし、当該申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 前項の規定による書類の審査等においては、家計急変の発生事由を証明する書類等により、家計急変後1年間の年収見込額を推計するものとする。
- 3 前項の規定による書類の審査等において、基準日に休学している生徒については、給付を受けようとする年度の12月末までに当該生徒の復学の有無を確認した上で決定するものとする。ただし、給付を受けようとする年度の7月以降に家計が急変した世帯に属する生徒については、当該年度の2月末までに当該生徒の復学の有無を確認した上で決定するものとする。
- 4 第1項に規定する受給資格の決定は、基準日における状況により決定するものとする。
- 5 受給申請書の提出が高等学校等を通じて行われたときは、知事等は、当該高等学校等に第1項の決定結果を通知するものとする。

(専攻科奨学給付金の支給)

第9条 専攻科奨学給付金は、申請者が指定する申請者名義の口座への口座振替により支給する。

- 2 前項の口座の指定は、第6条第1項の規定により受給申請書を提出する際に行うものとする。

(専攻科奨学給付金の代理受領)

第10条 知事等は、専攻科奨学給付金を支給する場合において、生計維持者が扶養する生徒が在学する高等学校等専攻科での教育活動に必要な経費(以下「学校徴収金」という。)に未納金があるときは、専攻科奨学給付金と相殺することができる。

- 2 生徒の在学する県立の高等学校等の長は、生計維持者から徴収する学校徴収金に未納がある場合であって、当該生計維持者から委任状(別記第7号様式)の提出があるときは、当該生計維持者に代わって専攻科奨学給付金を受給し、学校徴収金にかかる債権の弁済に充てることができるものとする。
- 3 生徒の在学する県立以外の高等学校等専攻科の学校設置者は、生計維持者から徴収する学校徴収金に未納がある場合であって、当該生計維持者から委任を受けたときは、第8条第5項の規定による通知の受領後に、知事等に対し専攻科奨学給付金代理受領請求書(別記第8号様式)及び専攻科奨学給付金代理請求一覧(別記第9号様式)により、専攻科奨学給付金の請求を行うことができるものとする。
- 4 学校設置者は、前項の規定により専攻科奨学給付金を代理受領した場合、速やかに学校徴収金にかかる債権の弁済に充て、専攻科奨学給付金相殺通知書(別記第10号様式)により生計維持者に通知するものとする。なお、相殺後に余剰金が生じた場合は、学校設置者は生計維持者へ支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 知事等は、申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めた場合又は偽りその他不正な手段により専攻科奨学給付金の支給を受けた場合は、その認定を取り消すものとする。

(専攻科奨学給付金の返還)

第12条 前条の規定により支給決定を取り消された者は、既に専攻科奨学給付金が支給されている場合は、その全額を返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、専攻科奨学給付金の支給に関し必要な事項は、知事等

が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月3日から施行する。
(令和2年度の特例措置)
- 2 令和2年度においては、別表第1に定める支給年額について、オンライン学習に係る通信費相当の単価として、それぞれ年額10,000円を加算するものとする。
- 3 前項の規定による加算額の支給を受ける場合においては、申請者は、オンライン学習の通信費に係る誓約書(別記第11号様式)を、別表第1中「国公立の高等学校等専攻科に通う生徒のいる世帯」の保護者等にあつては高知県教育委員会に、同表中「私立の高等学校等専攻科に通う生徒のいる世帯」の保護者等にあつては高知県知事に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定による加算額の支給において、給付を受けようとする年度の7月以降に家計が急変し申請のあつた者に対しては、申請のあつた月の翌月(申請のあつた日が月の初日である場合は、申請のあつた月)以降の月数に1,000円を乗じた額を支給するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。
(令和2年度の特例措置)
- 2 令和2年度においては、国が定める「令和2年度高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金及び専攻科の生徒への奨学のための給付金)における上乗せ支給の取扱いについて(令和3年1月28日付け文部科学省通知)」に基づき、給付金の上乗せ支給を行うものとする。
- 3 前項の規定による上乗せ支給の対象者は、令和2年度において第8条第1項の規定による受給資格の認定を受けた者とし、その支給額は対象生徒1人当たり12,000円とする。なお、上乗せ支給額の決定においては、第5条第2項の規定による額の算定は行わないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月9日から施行する。
(経緯措置)
- 2 令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒については、令和4年度の給付において、「生計維持者」とあるのは、「保護者等」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

別表第1（第5条関係）

生徒の区分	支給年額 (1人当たり)
国公立の高等学校等専攻科に通う生徒のいる世帯	50,500円
私立の高等学校等専攻科に通う生徒のいる世帯	52,100円

備考 1 この表に掲げる国公立の高等学校等専攻科は、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置する高等学校等専攻科とする。

2 私立の高等学校等専攻科は、1に規定する者以外の者が設置する高等学校等専攻科とする。

3 給付を受けようとする年度の7月までに家計が急変し、県の定める期日までに申請のあった者については、この表に掲げる単価を給付する。また、給付を受けようとする年度の7月以降に家計が急変し、申請のあった者については、この表に掲げる単価について、原則、申請のあった月の翌月以降の月数に応じて、次の式により算定した額を給付する。

$$(\text{別表単価}) \times (\text{申請のあった月の翌月 (申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月) 以降の月数}) \div 12$$

別表第2（第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団または暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。